

令和8年度 事業計画

基本目標

1 地域に必要とされる組織づくり

地域の課題やニーズに対して的確な取組みができるよう、地域資源を把握し、地域におけるつなぎ役を担う。

2 地域生活支援のためのネットワークづくり

市内社会福祉法人の連絡会を立ち上げ、法人及び専門職同士の連携を図り困難な課題の解決等、協力し合える関係を構築する。

3 地域福祉に関する学びの場づくり

多様性を尊重する包摂的な地域の実現に向けて、地域住民が地域課題に関心を持ち、考え、行動するきっかけとなるような体験や交流等を通じた学びの場を提供する。

基本方針

近年、少子高齢化や人口減少に加え、物価高騰により家族構成や生活形態も大きく変わるなか、制度の狭間で課題を抱える世帯や地域社会から孤立した世帯の増加等、地域福祉を取り巻く状況も複雑化しています。

一方で、多くの地域で自治会加入率の低下や地域福祉の担い手不足が見られ、孤独・孤立の問題や既存の枠組みだけでは対応が困難な課題が顕在化しています。このような状況に対して、地域共生社会を目指した包括的な支援体制の整備が必要不可欠とされています。そこで本会としては多岐にわたる課題に対応できるよう、福祉団体や関係者との連携強化を図ること等を目的として天理市内社会福祉法人連絡会の設立準備を進めます。また、今後の効果的な活動方針とするため、

市と一体的に作成した第２期地域福祉計画及び第２期地域福祉活動計画に基づき各事業を実行し福祉のまちづくりを推進します。

近年では、南海トラフ地震の３０年以内の発生率が約８０％に引き上げられたことに伴い、被害者支援における福祉の役割の重要性が高まっています。予測できない非常時に備え、災害に強い地域づくりにつながる取組みを進めます。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域のつなぎ役を担うとともに、法人後見事業の実施、天理市包括的支援体制「てんりシフト」や生活困窮者自立支援事業の実施に向けての準備等、地域の福祉力向上に向けて各種事業を推進します。

【重点推進項目】

- １．社会福祉協議会の基盤の充実
- ２．地域福祉活動の推進
- ３．福祉団体の活動支援
- ４．共同募金会への協力
- ５．相談・援助活動の推進
- ６．広報活動の充実
- ７．受託事業の円滑な運営

1. 社会福祉協議会の基盤の充実

天理市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、営利を目的としない民間組織として社会福祉事業の健全な発達及び社会福祉活動の活性化により地域福祉の推進を図ることを使命とし、その使命を実現するために基盤強化を図り健全な運営に努めています。

（１）理事会・評議員会の開催

本会の運営を担う理事会及び評議員会を定期的に行き、本会運営の適正化及び活性化を図ります。

（２）職員の資質向上

職員の資質向上については、奈良県社会福祉協議会が行きする住民と協働して支え合う地域づくりを進める専門職を養成するための「コミュニティソーシャルワーク研修」等、各種研修会に積極的に参加します。

また、市内外の他の地域福祉に取組む団体との交流を推進します。

2. 地域福祉活動の推進

地域住民のニーズに即した事業を実施し、住民相互の助け合いや交流の輪を広げ、ともに支え合う地域福祉活動の推進を図ります。

（１）地域福祉活動計画の推進

本市においても少子高齢化の進行や地域のつながりの希薄化、生活の多様化などにより、介護と育児（ダブルケア問題）、8050 問題、生活困窮といった公的サービスの提供だけでは対応が困難な新たな課題が増えています。そのような状況の中、地域で暮らすすべての人が支え合う「地域共生社会」の実現が求められており、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる「まちづくり」を目指して市と協力して一体的に作成した第2次地域福祉計画と第2次地域福祉活動計画に基づき事業を推進します。

（２）地域福祉活動推進事業の実施

①小地域(※)における支え合い活動の推進（※概ね町内会、自治会等の範囲）

小地域ネットワーク形成に向けた支援を通じて、小地域ネットワークを確立するとともに、地域住民が相互に助け合える地域支援体制の充実を図ります。

◇ふれあいサロンの開設支援

高齢者、障害者及び子育て中の保護者で支援を必要とする方が、自分が住み慣れた地域において安心して生活ができるよう地域のつながりの場としてふれあいサロンがあります。住民が相互に支え合い、生きがいつくりや、仲間づくりの輪を広げ、住民の孤立感の解消、地域の見守り活動、閉じこもり予防や介護予防、健康の維持向上を図ることを目的としたふれあいサロンが地域住民主体により開設出来るように支援を行います。

◇ふれあいサロン実施団体への支援

サロン活動を実施する団体を支援するため、助成金（赤い羽根共同募金を原資として）を交付するとともに職員をサロンに派遣し実施内容の相談などを行います。また、サロン活動を実施している団体を対象に相互の情報交換・交流の場として「ふれあいサロン交流会」を開催します。

ふれあいサロン交流会において、サロンを実施する中で見えてくる新たな課題やニーズを共有し、地域に合った見守り活動や生活支援活動の必要性を認識してお互いに助け合える地域づくりに発展するよう支援を行います。

◇ふれあいサロン実施の呼びかけ及び人材の発掘

ふれあいサロンがさらに多くの地域で実施されるよう、サロンを実施している団体の協力を得ながら、ボランティア団体、福祉関係団体等に対し新たなサロン開設の呼びかけを行うとともに、サロンを実施・運営していける人材の発掘に努め、新たなサロンの立ち上げにつなげていきます。

②地域福祉を推進する人材育成

地域福祉活動を推進する担い手を育成するため、また、意見交換や情報提供の場として「地域福祉活動研修会」を開催します。

③福祉関係団体との連携・協働

地域福祉推進のため市内の福祉団体等と様々な福祉課題に対して解決できるよう連携・協働体制の構築を進めスムーズな運営ができるように組織化を図り

ます。

（３）生活支援体制整備事業の実施（第２層生活支援コーディネーター）

第２層生活支援コーディネーターを受託し、支援や介護が必要になっても、地域の中で自分らしい生活が続けることができるよう社会参加ができる地域づくりを進めて地域課題やニーズ、地域資源の把握及び開発を行います。

（４）ふれあい教室の実施

概ね 65 歳以上の方を対象に寝たきりなどの原因となる身体機能の低下や閉じこもり、介護を必要としない者が要介護又は要支援状態とならないよう予防することを目的として、音楽療法、健康体操、創作活動等を市内各公民館において実施します。

（５）ボランティア活動の支援

地域福祉の向上になくってはならない住民参加のボランティア活動を市民活動交流プラザと連携して支援するため、ボランティア活動保険の広報、加入手続き、保険料の助成を行います。

（６）災害ボランティアセンターの設置、運営及び災害ボランティアの登録並びに関係団体との連携

①災害ボランティアセンターの設置及び運営

地震、台風、豪雨等による災害が発生し、その復旧作業を行う時には、災害ボランティア活動が大きな力を発揮するため、ボランティア活動に対する期待が高まっています。

本会では天理市と締結した協定書により災害時には連携を図り、市の要請があれば県災害ボランティアセンターの協力を得て、迅速に災害ボランティアセンターの設置及び運営を行います。

なお、大規模な災害が発生した場合には、他府県より多数のボランティアが訪れることが想定されるため、効果的な災害支援が行えるよう文化センターを災害ボランティアセンターとして使用します。

また、災害緊急時において、被災状況や避難状況の確認、困りごとの情報収集、人員確保、ボランティアの動向や活動状況の把握、他機関との連携など多

くの課題がありますが、ICT（情報通信技術）を活用し運営の効率化やスタッフの負担軽減を図り災害ボランティアセンターの運営を行います。

②災害ボランティアの事前登録

災害時に迅速かつ効果的に救援活動が行えるよう、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を行い一般ボランティアの方々にも参加をしていただきます。災害ボランティアセンターの運営補助及びボランティア活動の調整役としてボランティアコーディネーターを募集するとともに、市内の被災者の生活再建支援のため自主的に救援活動に参加いただける方の登録も呼びかけます。

そして、災害ボランティアに登録された方を対象に災害時の混乱した中でもボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から研修会、講習会、情報交換等を行い災害時に備えた取組みも進めます。

③関係団体との連携・協働

令和5年7月に一般社団法人天理青年会議所と「災害時における協力体制に関する協定」を締結しました。令和7年7月には、天理市シルバー人材センターと「災害時における資機材貸与協力体制に関する協定書」を締結しました。今後は被災者の支援に向けた災害ボランティア活動をより迅速かつ効果的に進める為、平常時から青年会議所、シルバー人材センターと連携し協力体制を充実します。また、他の関係団体とも協働体制の構築を推進します。

（7）「こども食堂」の活動支援

「こども食堂」は、地域の大人たちが、こどもを真ん中にした居場所をつくる取組みです。

活動内容、名称、主催団体も多様ですが、温かなご飯を囲み、地域みんなでこどもを育んでいく場として、創意工夫をしながら「こども食堂」への取組みが広がっています。

今後も、市及び奈良県社会福祉協議会と連携し立ち上げ支援を行います。また、寄付物品等の配布を行うことで活動を支援していきます。

（8）フードバンク天理への協力

フードバンク天理は、市内を活動範囲とし、市民や企業等からの食品の寄付を受け、市内で活動する福祉施設・事業所、支援団体等を通じて食品を必要としている方々へ提供を行なっています。フードバンク天理の事業に共働き、支え合い

活動の推進に努めます。

(9) 福祉教育の実施

地域共生社会の実現を目指す上で、福祉教育は欠かすことのできない取り組みとされています。本会では令和7年度より、市内の中学校にて福祉教育の実施を開始しました。主な授業内容は、車イス体験授業、高齢者疑似体験授業です。今後、研修や学校での授業実践を重ね、授業内容の拡大を図るとともに、実りのある福祉教育を実施していきます。

(10) 天理市社会福祉法人連絡会の設立

市内の社会福祉法人のネットワーク構築を目指し、連絡会の設立を進めます。連絡会の設立によって、社会福祉法人が課題としている「地域における公益的な取り組み」の実施につなげていけるようにします。

(11) 天理市包括的支援体制「てんりシフト」への協力

地域共生社会の実現を目的とし、天理市行政が実施主体として取組む天理市包括的支援体制「てんりシフト」に協力します。

3. 福祉団体の活動支援

(1) 民生児童委員協議会の活動支援

民生児童委員協議会が円滑に活動できるよう支援を行います。

①役員会、総会等の活動支援

②各種研修会等の活動支援

(2) 長寿会連合会の活動支援

長寿会連合会が円滑に活動できるよう支援を行います。

①役員会等の活動支援

②各種研修会、行事等の活動支援

(3) 障害者福祉団体連合会の活動支援

障害者福祉団体連合会が円滑に活動できるよう支援を行います。

①役員会、各種研修会等の活動支援

②障害者（児）各種行事等の活動支援

4. 共同募金会への協力

(1) 共同募金運動の実施

毎年10月1日から翌年3月31日の期間、全国一斉に展開される赤い羽根共同募金運動を本年度も実施します。天理市共同募金会の活動を支援し協力して運動の趣旨を市民や関係機関等に対して広報し、募金への協力を求めます。

(2) 共同募金の助成

①赤い羽根共同募金

募金は、各種団体の社会福祉活動に対して助成します。

②歳末たすけあい募金

募金は、地域福祉活動に活用します。

5. 相談・援助活動の推進

(1) 心配ごと相談の実施

民生委員・児童委員に相談員として協力していただき、住民の日常生活に関する相談に対して適切な助言を行います。また、必要に応じて各種関係機関へつなぐなど問題解決の手掛かりとなるよう心配ごと相談を実施します。

◇毎月第2・第4の木曜日（木曜日が祝日の場合は休み）の午前9時から正午まで実施

(2) 善意銀行の運用

個人、団体、企業等から現金や物品を「善意の預託」という形でご寄付いただき、皆様からの善意が有効に活かされるよう事業の運営を行います。

①寝たきり高齢者への支援

②小災害見舞金として助成支援

③こども食堂への助成支援

④生活困窮者への支援

(3) 車イス及びシニアカーの貸出し

一時的に車イス及びシニアカーを必要とする方に貸出しを行います。

(4) 福祉体験器具の貸出し

福祉教育等を通じて、障害者への理解を深めるためや高齢者や体の不自由な人の身になって身体的機能低下や不自由さを体験できるセット及び車イスの貸出しを行います。

(5) 法人後見の推進

本会でやっている日常生活自立支援事業の対象者で、認知機能に大幅な障害が発生した方に対し、その支援を延長する形で本会が法人として成年後見人等の受託運営を行い、対象者を切れ目なく支援して行きます。

(6) 成年後見事業に関する中核機関の設置

本会は、令和7年10月から成年後見制度利用促進を図るために天理市と共同で中核機関を設置しています。本会は主に、広報機能及び相談機能、利用促進機能の三つの機能を担います。中核機関では、家庭裁判所や地域包括支援センター、医療・福祉関係団体等との連携をしつつ、支援が必要な人への適正な権利擁護支援を実施していきます。

6. 広報活動の充実

福祉活動を推進するために市民の認識を高めてもらえるよう各種福祉サービスの情報を提供します。

- ① 広報紙「社協だより」の発行
- ② ホームページ及び Facebook の充実
- ③ 市広報紙「町から町へ」の活用

7. 受託事業の円滑な運営

(1) 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）の推進

認知症や知的障害、精神障害等により日常生活を営むのに不安を抱えている人に対し福祉サービスの利用相談、日常生活に必要な手続き、日常的な金銭管理のお手伝いなど、生活上のサポートをします。

そして、本事業で支援ができない状態になられた場合は、行政、奈良県社会福祉協議会、地域包括支援センター等の関係機関と連携して成年後見制度への移行を支援します。

（２）生活福祉資金等貸付事務の推進

低所得世帯、高齢者世帯、障害者世帯の自立更生及び離職者支援のため、奈良県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付事業の貸付事務を受託し、貸付相談及び貸付事務を行います。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により生活が困難となった方への貸付金の返済が始まっていますが、引き続き生活のしづらさを抱えた方への相談支援に取り組めます。

（３）臨時特例つなぎ資金貸付事務

離職者を支援するために、奈良県社会福祉協議会が行う貸付の事務を行います。離職等に伴って、住居を喪失した公的給付制度又は公的貸付制度（失業等給付、住宅手当、総合支援資金貸付、生活保護等）の申請者が、当該給付金又は貸付金の交付を受け取るまでの当面の生活費を借り入れるための申請事務を行います。

（４）奈良県フードレスキュー事業

奈良県社会福祉協議会より受託し、生活福祉課題を抱えている相談者のなかで、喫緊に生活上の問題に直面している方に対する緊急食糧支援事業を行います。

（５）生活困窮者自立支援事業の推進

離職者、多重債務者、ひきこもり等による生活困窮者の自立に向けた相談支援に向けて市と連携しながら研修会や先進地視察等での情報収集を行い効果的な運営が出来るよう準備を行います。

（６）天理市障害者ふれあいセンターの運営（指定管理者制度により受託）

障害者（児）の教養の向上に係る取り組み並びに文化、スポーツ、健康増進等に係る活動を推進するとともに、地域住民とのふれあいの場、交流の場として

運営を行います。

相互の友愛と障害者と障害に対する理解を深めてもらうため、次に掲げる各種教室及びイベントを開催するほか、アリーナ等施設の貸出しを行います。

① 障害者スポーツ教室

市内の障害者（児）とその家族が、運動の楽しさを知るとともに、体力の向上及びお互いの交流を図ることを目的としてバドミントン教室及び卓球教室を開催します。

② 障害者文化教室

市内の障害者（児）が身体機能の増進、創造力及び表現力を高めていくことを目的としてトールペイント教室を開催します。

③ 障害者パソコン教室

身体障害者及び知的・精神障害者の方にパソコンの基礎知識及び技術を習得していただき、自立及び社会参加の促進を目的として開催します。

④ ふれあい交流会

年に一度、障害者（児）と市民が歌や踊り等の発表や各種イベントを通じてふれあいを深め、障害者や障害についての理解の輪を広げていくことを目的として開催します。